2021年6月9日

株　主　各　位

愛知県常滑市セントレアー丁目１番地
中部国際空港株式会社
代表取締役社長　犬　塚　　力

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
　なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご来場はなるべくお控えいただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月23日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月24日（木曜日）午前10時
２．場　　所　愛知県常滑市セントレアー丁目１番地
第２セントレアビル４階　セントレアホール
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第23期（2020年４月１日から 2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第23期（2020年４月１日から 2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件
第３号議案　退任監査役に対する慰労金贈呈及び監査役に対する退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第４号議案　取締役報酬への業績連動報酬導入の件

以　上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.centrair.jp/corporate/ir/stockholder/）に掲載させていただきます。
【重要】新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご案内を次ページに掲載しております。

＜【重要】新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご案内＞

1．株主の皆様へのお願い

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。特にご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調がすぐれない方は、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

・皆様に株主総会の様子をご覧いただけるよう、ライブ中継配信を予定しております。
なお、ライブ中継配信でご視聴の株主様におかれましては、会社法上、株主総会のご出席とはならず、質疑等もできませんので、あらかじめご了承ください。

【日　　時】　2021年６月24日（木曜日）午前10時から株主総会終了まで
【専用ウェブサイト】　https://www.centrair.jp/corporate/ir/stockholder/soukai/
【閲覧用ユーザー名】　kabunushi　（全て半角にてご入力ください。）
【閲覧用パスワード】　Cjiac@23　（全て半角にてご入力ください。）

※ライブ中継配信に係る通信費等の費用は株主様にてご負担願います。
※映像の視聴となりますので、Wi-Fi環境でのご視聴をお勧めいたします。
※使用機器・通信環境によっては映像・音声の乱れ等が発生する場合やご視聴いただけない場合がございます。
※当日来場されます株主様のプライバシー保護のため、弊社役員を中心とした映像とさせていただきます。

2．ご来場される株主様へのお願い

・当日、あらかじめマスクをご着用いただいてのご来場及び会場入口での検温・手指消毒へのご協力をお願いいたします。発熱があると認められる場合や咳など体調がすぐれないとお見受けする場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

・会場内座席につきましては感染拡大防止のため、間隔を設けさせていただきます。また、座席数が例年より少なくなっております。このため、ご入場を制限させていただく場合もございますのであらかじめご了承ください。

3．当日の対応について

・お土産の配布はございません。
・役員・運営スタッフは体調を十分確認のうえ、マスクを着用し、出席・応対させていただきます。
・議事につきましては、例年より時間を短縮して実施いたします。

株主の皆様におかれましては、ご自身の健康を最優先にご留意いただくとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会の各種運営にご理解とご協力くださいますよう何卒お願い申し上げます。
なお、今後の状況により、上記内容を変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.centrair.jp/corporate/ir/stockholder/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（８名）が任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	犬塚（いぬづか）　力（りき） （1959年４月15日生）	2019年６月　当社代表取締役社長（現在に至る） 2019年６月　中部国際空港情報通信株式会社代表取締役社長（現在に至る） 2019年６月　中部国際空港旅客サービス株式会社代表取締役社長（現在に至る）	12株
(新任) 2	櫻井（さくらい）　俊樹（としき） （1958年６月23日生）	1982年４月　運輸省入省 2013年７月　国土交通省海事局次長 2015年10月　京王電鉄株式会社鉄道事業本部計画管理部嘱託 2017年６月　同社取締役戦略推進副本部長沿線価値創造部長 2018年６月　同社取締役戦略推進本部長 2020年６月　同社執行役員鉄道事業本部副本部長安全推進部長（現在に至る）	－
3	前田（まえだ）　憲輝（のりてる） （1958年８月29日生）	2009年６月　当社執行役員 2015年６月　当社取締役執行役員（財務・調達・業務サポートセンター担当） 2016年12月　当社取締役執行役員（財務・調達・業務サポートセンター・経営システム改革担当） 2017年６月　当社取締役執行役員（財務担当） 2019年６月　当社取締役執行役員（空港事業 商業事業担当）（現在に至る）	2株
4	八鍬（やくわ）　隆（たかし） （1956年12月30日生）	2017年６月　当社取締役執行役員（施設企画担当） 2018年６月　当社取締役執行役員（施設企画・第二滑走路担当） 2019年６月　当社取締役執行役員空港運用本部長（第二滑走路担当兼務）（現在に至る）	2株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
5	藤井良直（ふじいよしなお） (1959年1月7日生)	2019年６月　当社取締役執行役員（経営企画 地域共生担当） 2020年４月　当社取締役執行役員（経営企画 地域共生 スーパー・スマート推進担当）（現在に至る）	2株
6	永江秀久（ながえひでひさ） (1961年10月7日生)	2018年１月　当社執行役員（航空営業担当） 2019年６月　当社取締役執行役員（航空営業担当） 2020年７月　当社取締役執行役員（航空営業 航空業務担当）（現在に至る）	8株
(新任) 7	間所陽一郎（まどころよういちろう） (1958年2月20日生)	1981年４月　愛知県入庁 2013年４月　同県産業労働部産業労働政策課長 2014年４月　同県産業労働部次長 2015年４月　同県産業労働部労政局長 2017年４月　同県企業庁長 2018年４月　愛知県信用保証協会常務理事	－
8	丹羽俊介（にわしゅんすけ） (1965年6月22日生)	1989年４月　東海旅客鉄道株式会社入社 2013年７月　同社総合企画本部投資計画部担当部長 2014年６月　同社人事部長 2016年６月　同社執行役員広報部長 2019年６月　同社取締役執行役員総合企画本部長 2019年６月　当社社外取締役（現在に至る） 2020年６月　東海旅客鉄道株式会社取締役常務執行役員総合企画本部長（現在に至る）	－

（注）１．取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は次のとおりであります。
①取締役候補者犬塚力氏は、中部国際空港情報通信株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社との間に、情報通信システム運用保守業務受託等の取引関係があります。
②その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者丹羽俊介氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。地元企業としてより幅広い見地で当社事業を監督いただきながら公共交通機関運営事業者としてのノウハウや相互の連携により期待される相乗効果を当社事業に反映・実現していくという趣旨から、同氏を社外取締役候補者としており、同氏が選任された場合は、独立した立場から専門的知見を活かした提言及び判断を取締役会等において実施いただくことにより当社経営に関与いただくことを期待しております。

３．取締役候補者丹羽俊介氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の株主代表訴訟等における争訟費用及び損害賠償金等を填補することとなっております（ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中山厚氏が任期満了となり監査役葛迫憲治氏が辞任されますので、新たに監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、小山祥之氏は葛迫憲治氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社の定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
（新任）1	池田　潤（いけだ　じゅん） （1959年９月２日生）	1984年４月　大蔵省入省 2014年６月　国土交通省大臣官房審議官（北海道局担当） 2016年６月　株式会社海外需要開拓支援機構専務執行役員 2018年７月　財務省東北財務局長 2019年８月　同省財務総合政策研究所特別研究官 2020年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問 （現在に至る）	－
（新任）2	小山祥之（おやま　ひろゆき） （1960年４月14日生）	1983年４月　名古屋市入庁 2013年４月　同市教育委員会事務局総務部総務課長 2014年４月　同市天白区区民生活部長 2016年４月　同市教育委員会事務局生涯学習部長 2017年４月　同市教育委員会事務局総務部長 2018年４月　同市港区長	－

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．監査役候補者は全員、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
３．池田潤氏及び小山祥之氏は、これまでの業務経験を活かして公正で幅広い見地からの当社監査体制の維持という観点から、社外監査役候補者として選任しております。なお、両氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の株主代表訴訟等における争訟費用及び損害賠償金等を填補することとなっております（ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する場合を除く）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

なお、本議案につきましては、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）による国土交通大臣の認可を条件といたします。

第３号議案　退任監査役に対する慰労金贈呈及び監査役に対する退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されます中山厚氏及び監査役を辞任されます葛迫憲治氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定基準による相当の範囲内で、慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名（ふりがな）	略歴
中山　厚（なかやま　あつし）	2015年６月　当社常勤監査役（現在に至る）
葛迫　憲治（くずさこ　けんじ）	2015年６月　当社常勤監査役 2019年６月　当社監査役（現在に至る）

また、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、本総会終結の時をもって監査役退任慰労金制度を廃止することを、監査役会同意の下、2021年６月３日開催の取締役会で決議いたしました。これに伴い、在任中の監査役坂野恵三氏に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定基準による相当の範囲内で、慰労金を打ち切り支給したいと存じます。

なお、支給の時期につきましては同氏の監査役退任時とし、その具体的な金額、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名（ふりがな）	略歴
坂野　恵三（ばんの　けいぞう）	2019年６月　当社常勤監査役（現在に至る）

第４号議案　取締役報酬への業績連動報酬導入の件

当社の取締役の報酬額は、2005年６月24日開催の第７回定時株主総会において、年額151百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、また、業績向上に対する貢献意欲を一層高めるため、取締役の報酬額を年額151百万円以内（うち社外取締役分９百万円以内）とし、当該年額（社外取締役分を除く）のうち32百万円を上限として取締役の報酬額の一部に「親会社株主に帰属する当期純利益」、「連結利払い前・税引き前・減価償却前利益（EBITDA）」及び「連結売上高営業利益率（ROS）」を業績指標とする業績連動報酬を導入いたしたいと存じます（ただし、社外取締役を除く）。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、十分な審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、本議案が承認された場合は、本書18ページに記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容について、本議案に基づき改定することを予定しております。

なお、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、現行と同じく取締役は８名（うち社外取締役１名）となります。

＜本制度の概要＞

個別支給額の算定は、業績連動報酬の標準報酬額（以下「標準報酬額」という）に業績指標ごとに評価係数を乗じた額とします。なお各指標の上限値を超えるときは上限値を、下限値を下回るときは下限値を実績値とします。

・業績指標：親会社株主に帰属する当期純利益
　標準報酬額×実績値÷50億円×4÷10・・・(A)
　目標値 50億円、上限値 100億円、下限値 0億円

・業績指標：連結利払い前・税引き前・減価償却前利益（EBITDA）
　標準報酬額×（実績値-135億円）÷50億円×3÷10・・・(B)
　目標値 185億円、上限値 235億円、下限値 135億円

・業績指標：連結売上高営業利益率（ROS）
　標準報酬額×（実績値-12.5%）÷2.5%×3÷10・・・(C)
　目標値 15.0%、上限値 17.5%、下限値 12.5%

業績連動報酬の個別支給額＝(A)＋(B)＋(C)

以上

（提供書面）

事　業　報　告

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、前年度に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を大きく受け厳しい状態が続きました。とりわけ、航空業界や観光業界では、国際的な人の往来の壊滅的な減少、及び日本国内においても政府の緊急事態宣言や愛知県緊急事態宣言による人の往来の減少によって極めて厳しい状態が続いております。

このような情勢のなか、セントレアグループでは新型コロナウイルス感染症の拡大初期より、空港をご利用されるお客様及び従業員の安全を最優先に考え、感染拡大防止のための空港での取り組みやお客様へのお願いを「新しい空港利用の１１のポイント」としてご案内するなど、関係官公庁や島内事業者との連携を密に取り、中部地方の空の玄関という重要公共インフラの使命を果たすべく、一丸となって取り組んでまいりました。

また空港運営においても万全を期すため、経費支出の抑制を徹底するなど会社の財務状況への影響を最小限に留め、加えて政府保証債及び社債を発行することにより、手元流動性を確保してまいりました。

このように当年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により非常に厳しい情勢となりましたが、通期におけるセントレアグループの事業別の状況につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

空港事業につきましては、国際線において2020年4月以降旅客便が全便運休となり、6月に一部運航が再開されたものの、発着回数及び旅客数はごく僅かとなり、大変厳しい状況が続きました。国内線におきましても、移動の制限要請や自粛などにより旅客数が急減いたしました。その後、旅行需要の回復や地域の観光関連消費の喚起などを目的とした政府によるGo To トラベル事業が7月に開始され回復の兆しが見えたものの、秋以降再び感染者が増加し、当事業が一時停止された以降は、大変厳しい状態が続きました。このよう

な状況下において、航空会社各社は、目まぐるしく変わる旅客動向に対応すべく柔軟な需給調整を実施しました。当空港を拠点としていたエアアジア・ジャパンが事業を廃止した一方で、2020年12月にはPeach Aviationが新規就航しました。また、国際貨物取扱量については、一定の貨物需要に対応すべく旅客機を使用した貨物便の運航が開始されましたものの、国際旅客便の運航がほぼゼロになった結果、貨物輸送スペースは前年度から減少しており、貨物量も前年度を下回る結果となりました。

運用面につきましては、関係事業者と連携して実施する各種実働訓練が一部中止となるなどの影響は出たものの、津波・避難訓練、ハイジャック対応訓練、サイバー攻撃共同対処訓練など関係諸官庁及び関係事業者と連携し、参加機関の絞り込み、机上という形での訓練や安全教育を行うなど、コロナ禍に適応した工夫により、安全体制の維持に努めました。また大規模災害発生時においても指定公共機関の使命としてその重要な機能を維持し、対応するための基本行動計画である「中部国際空港A2-BCP」を2020年9月に制定しました。

商業事業につきましては、免税店が国際線の全面運休を受け休業し、運航再開後も運航便数が極端に減少していることにより、大きく影響を受けました。また、免税店以外の商業店舗につきましても、航空旅客をはじめとする来港者数の減少により多くの店舗が営業時間の短縮や休業を実施しました。各種イベントにつきましても、コロナ禍でのいわゆる三密を避けるべく、その多くを中止しましたが、このような状況だからこそできることとして、これまでセントレアを支えていただいたお客様や地域の皆様へ、元気と感謝の気持ちを届けたいという想いを込めて、空港島内事業者と地域の皆様でつくる「セントレア『ゆめあかり』プロジェクト」を2020年11月から開催しました。

そのほかにも、2020年11月には愛知県による支援を受け、PCR検査ラボを備えた「中部国際空港PCR検査センター」が藤田医科大学中部国際空港診療所に開設されました。また、2021年3月には当空港の感染症対策に関し、国際空港評議会（ACI）が実施する「Airport Health Accreditation（AHA）プログラム」において、感染症対策に関する国際認証を取得し、コロナ禍においても安心してセントレアをご利用いただけるよう、取り組みを進めました。

当期の国際線旅客数は約2万人（前期比0.3%）、国内線旅客数は約200万人（同31%）、国際貨物取扱量は約10.4万トン（同60%）、航空機の発着回数は国際線が約0.6万回（同12%）、国内線が約3.6万回（同55%）となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全ての数値が大きく減少しております。

以上の結果、当グループの売上高は前期比77％減の15,109百万円、営業損失は17,914百万円（前期は7,640百万円の営業利益）、経常損失は17,022百万円（前期は7,238百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は17,998百万円（前期は4,743百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

当空港は未だ先行き不透明な状況におかれていますが、一方で日本国内においてはワクチン接種が始まるなど新型コロナウイルス感染症収束に期待がかかる動きも出てきております。
当グループとしましては、引き続き多くの皆様にご愛顧いただけるようひたむきに取り組むとともに、ポストコロナ時代を見据えて更に発展してまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額につきましては、防災設備システムの更新、旅客向け表示システム（FIS）の更新、第１ターミナル・駐車場の耐震対策、第２ターミナルビルの利便性向上、冷水供給設備の増強などを実施した結果、3,211百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、既往の社債（政府保証債）の借換え及び長期借入金の返済等への充当を目的として、社債（政府保証債及び社債）36,800百万円の発行を行いました。
また、翌連結会計年度につきましては、 政府保証債等による資金調達を、最大58,500百万円まで実施できるよう国からの事業計画認可をいただいております。

(2) 企業集団の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 20 期 (2018年3月期)	第 21 期 (2019年3月期)	第 22 期 (2020年3月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	58,967百万円	64,294百万円	65,580百万円	15,109百万円
経常利益又は経常損失(△)	8,025百万円	9,282百万円	7,238百万円	△17,022百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	5,448百万円	6,445百万円	4,743百万円	△17,998百万円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	3,256円18銭	3,851円91銭	2,834円99銭	△10,755円65銭
総資産	446,678百万円	458,112百万円	450,080百万円	442,310百万円
純資産	102,014百万円	108,490百万円	113,287百万円	95,385百万円
１株当たり純資産額	60,317円16銭	64,168円35銭	67,001円43銭	56,254円51銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中部国際空港エネルギー供給株式会社	1,600百万円	51.0%	電気熱供給事業
中部国際空港情報通信株式会社	120百万円	51.0%	情報通信設備保守管理事業
中部国際空港旅客サービス株式会社	50百万円	100.0%	旅客案内及び直営商業店舗運営事業
中部国際空港施設サービス株式会社	40百万円	100.0%	空港施設保守管理事業
中部国際空港給油施設株式会社	50百万円	100.0%	航空機給油施設保守管理事業

⑷　対処すべき課題

次期連結会計年度であります2021年度においても、新型コロナウイルス感染症は国民生活や経済活動に大きな影響を与えており、とりわけ航空業界や観光業界は極めて厳しい状況が継続することが予想されます。

セントレアグループにおきましても、当面の運営に十分な資金は確保しているものの、この新型コロナウイルス感染症の会社経営に与える影響は引き続き大きいものと予想しております。しかしながら、このような厳しい状況下におきましても、空港をご利用いただくすべてのお客様、関係事業者及びセントレアグループ従業員の生命と健康を最優先にあらゆる対策を行い、感染拡大の防止に努めるとともに、地域社会を形成する一員として、株主の皆様をはじめあらゆるステークホルダーの共通財産であります中部国際空港という重要公共インフラを守り抜いてまいります。

会社運営におきましては、引き続き、経費支出の抑制を徹底することなどにより会社の財務状況への影響を最小限に留め、必要に応じて資金を確保しながらキャッシュフロー経営を一層重視し、安定経営を行ってまいります。そのうえで本格的な運航再開時には迅速かつ適切に対応できる、また将来の成長を取りこむことができるよう施設や設備といったハード面、及び従業員の技量やサービスレベルといったソフト面の両面から常に空港機能の維持・向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束後は速やかに路線ネットワークや航空旅客数の回復に努め、売上規模の回復と拡大に全力で取り組んでまいります。更に、日本の主要ゲートウェイとして進化を続け、地域社会の発展に貢献するスマートで魅力的な拠点空港の実現を目指すため、「Safety First, Centrair」「Sustainable Growth, Centrair」「Super Smart, Centrair」「Smile!, Centrair」という４つの「S」を掲げてSDGs経営を実践し、セントレアグループの役員・従業員が一丸となって、あらゆる関係事業者及び地域の皆さまと連携しながら全力で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、未曽有の環境下ではございますが、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑸　**主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

当グループは、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）に基づき、中部国際空港等の設置及び管理を効率的に行うことを目的とする事業主体であり、①中部国際空港の設置及び管理、②中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設の設置及び管理、③航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の中部国際空港の機能を確保するために必要な施設及び商業施設の建設及び管理を主な事業としております。

⑹　**主要な事業所**（2021年３月31日現在）

①　当社の主要な事業所

本社（愛知県常滑市）、東京事務所（東京都千代田区）

②　主要な子会社の事業所

中部国際空港エネルギー供給株式会社（愛知県常滑市）
中部国際空港情報通信株式会社（愛知県常滑市）
中部国際空港旅客サービス株式会社（愛知県常滑市）
中部国際空港施設サービス株式会社（愛知県常滑市）
中部国際空港給油施設株式会社（愛知県常滑市）

⑺　**使用人の状況**（2021年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,062名（104名）	1名増（111名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び派遣社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
296名（19名）	30名増（17名減）	42.9歳	8.8年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び派遣社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻　**主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

①　無利子借入先

借入先	借入残高
政府	80,079百万円
愛知県	16,207百万円
名古屋市	7,812百万円
岐阜県	1,793百万円
三重県	1,793百万円

②　有利子借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	7,555百万円
株式会社みずほ銀行	2,907百万円
株式会社三井住友銀行	2,115百万円
株式会社中京銀行	2,110百万円
株式会社名古屋銀行	1,883百万円

⑼　**その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴　株式の状況（2021年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　1,673,360株
②　発行済株式の総数　1,673,360株
③　株主数　1,073名
④　大株主（上位12名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
国土交通大臣	669,320株	39.99%
愛知県	98,251株	5.87%
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	54,030株	3.22%
中部電力株式会社	50,000株	2.98%
東海旅客鉄道株式会社	50,000株	2.98%
トヨタ自動車株式会社	50,000株	2.98%
名古屋鉄道株式会社	50,000株	2.98%
名古屋市	47,359株	2.83%
株式会社みずほ銀行	15,000株	0.89%
株式会社デンソー	12,000株	0.71%
東邦瓦斯株式会社	12,000株	0.71%
日本碍子株式会社	12,000株	0.71%

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑵　新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶　会社役員の状況

①　取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	犬塚　力	中部国際空港情報通信株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	各務　正人	中部国際空港エネルギー供給株式会社代表取締役社長
取締役	前田　憲輝	執行役員　空港事業 商業事業担当
取締役	八鍬　隆	執行役員　空港運用本部長（第二滑走路担当兼務）
取締役	長崎　栄一	執行役員　総務 財務担当（情報セキュリティ統括担当兼務）
取締役	藤井　良直	執行役員　経営企画 地域共生 スーパー・スマート推進担当
取締役	永江　秀久	執行役員　航空営業 航空業務担当
取締役	丹羽　俊介	東海旅客鉄道株式会社取締役常務執行役員
常勤監査役	坂野　恵三	
常勤監査役	中山　厚	
監査役	葛迫　憲治	

（注）１．取締役丹羽俊介氏は、社外取締役であります。
２．監査役は全員、社外監査役であります。
３．2020年４月1日付で、取締役藤井良直氏はスーパー･スマート推進担当執行役員に就任いたしました。
４．2020年７月1日付で、取締役永江秀久氏は航空業務担当執行役員に就任いたしました。

5．当社は執行役員制度を導入しており、2021年３月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名
執行役員　空港事業　商業事業担当	前田　憲輝
執行役員　空港運用本部長（第二滑走路担当兼務）	八鍬　隆
執行役員　総務　財務担当（情報セキュリティ統括担当兼務）	長崎　栄一
執行役員　経営企画　地域共生スーパー・スマート推進担当	藤井　良直
執行役員　航空営業　航空業務担当	永江　秀久
執行役員　総務部長	新屋　修一
執行役員　地域共生部長	筒井　薫生
執行役員　空港事業部長	堀田　大祐
執行役員　空港運用副本部長（空港運用・危機管理担当）	坂　紀廣
執行役員　中部国際空港旅客サービス㈱出向	鈴木　健一

②　責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

③　補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。

④　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
該当事項はありません。

⑤　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、一定の手続を経たうえで決定されていることから当該決定方針に沿っていると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 確定額報酬等に関する方針

役位に応じた固定報酬とする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

役位に応じた固定報酬を全てとする。

e. 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

在任中において月例で支払う。

f. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役会決議に基づき代表取締役社長犬塚力がその具体的な内容の決定についての委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額とする。委任した理由は、当社全体の状況を勘案しつつ各取締役の職責を評価するには代表取締役社長が適していると判断したため。

g. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		確定額報酬等	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	74 （1）	74 （1）	－	－	8 （1）
監査役 （うち社外監査役）	44 （44）	44 （44）	－	－	3 （3）
合計 （うち社外役員）	119 （46）	119 （46）	－	－	11 （4）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2005年６月24日開催の第７回定時株主総会において年額151百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。
３．監査役の報酬限度額は、2005年６月24日開催の第７回定時株主総会において年額52百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。
４．上記の監査役の報酬等の額には、事業年度中に役員退職慰労引当金として繰り入れた７百万円を含んでおります。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役丹羽俊介氏は、東海旅客鉄道株式会社の取締役常務執行役員、株式会社ジェイアール東海髙島屋及びジェイアールセントラルビル株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・社外取締役丹羽俊介氏は当事業年度に開催された取締役会に全14回中13回出席いたしました。主に地元企業の取締役としての豊富な経験及び幅広い見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に公共交通機関運営について専門的な立場から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

・監査役坂野恵三氏、中山厚氏及び葛迫憲治氏は当事業年度に開催された取締役会に全14回中14回、監査役会に全16回中16回出席いたしました。監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

⑷　会計監査人の状況

①　名　　称　　有限責任監査法人トーマツ

②　報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

（注）1．当社の子会社であります中部国際空港エネルギー供給株式会社につきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③　非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に伴うコンフォートレター作成業務」についての対価を支払っております。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会が、会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥　補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑸　業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定概要は以下のとおりであります。

Ⅰ　取締役、社員の職務の執行が法令及び定款に適合すること、また、損失の危険（リスク）を適切に管理することを確保するための体制の整備

1　取締役会、監査役による法令等の遵守（コンプライアンス）、適切なリスク管理の確保のための監督・監視体制について

(1) 必要な知識と経験を有する社外取締役の選任

(2) 必要な知識と経験を有する監査役の選任及び監査役の監査環境整備

(3) 重要な非通例的取引、重要な会計上の見積もり、会社と取締役との取引、関係会社との取引等に対する取締役会による管理

(4) 代表取締役等による法令等の遵守、適切なリスク管理体制確立のための取組みの状況（内部通報の状況を含む。）及び重大な不正事案等の取締役会への報告

2　コンプライアンス及びリスク管理を確立するための体制について

(1) グループ全体の企業行動規範及びリスク管理方針の策定並びに社員への浸透

(2) 会社の社長を長とし、役員、重要な使用人、関係会社の常勤取締役その他必要な人員を構成員とする各委員会及び各担当部局の設置並びに指導権限の付与

(3) 各部門におけるコンプライアンス責任担当者の配置

(4) 企業行動規範を踏まえたコンプライアンス規程の策定及び特定の者に権限が集中しないよう内部での相互牽制機能の確保

(5) リスク管理方針を受けた危機管理計画の策定並びに経営者に直ちに報告すべき重要情報の対象、重要情報の適時開示を果たすための対外的な広報対応及び大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合における危機管理本部の設置等の規程及び体制の整備

(6) 取締役及び社員に対する定期的な研修及び関連法規の制定・改正、重大な不祥事、事故が発生した場合等における速やかな研修の実施

(7) 内部通報制度の整備及び社員への周知

(8) 業務執行部門から独立した内部監査部門の設置、当該部門による各部門の業務プロセス等の監査並びに不正・誤謬の発見・防止及びプロセス改善の実施

(9) コンプライアンスに関する規程その他の取組み状況の株主に対する積極的な開示

Ⅱ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

1　文書管理規程に基づく次の文書（電磁的記録を含む。）及び関連資料の１０年間以上に亘る保管管理

・株主総会議事録
・取締役会議事録
・監査役会議事録
・計算書類
・文書管理規程に定める重要な決裁書
・その他取締役会が決定する書類

2　文書管理規程に基づく前項に掲げる以外の文書に係る重要度に応じた保管管理

3　取締役及び社員に対する文書管理規程に従った文書の保管管理の指導

Ⅲ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備

1　取締役会の月に１回における定時開催及び必要に応じた臨時開催（取締役会付議案件は、原則としてセントレアグループ経営決定会議で事前審議）

2　取締役会による必要に応じた執行役員の設置

3　取締役及び執行役員の職務の執行状況の取締役会での適宜報告

Ⅳ　財務報告の適正性を確保するための体制の整備

1　取締役会、監査役による財務報告の適正性の確保のための監督・監視体制について

(1) 必要な知識と経験を有する社外取締役の選任

(2) 必要な知識と経験を有する監査役の選任及び監査役の監査環境整備

(3) 重要な非通例的取引、重要な会計上の見積もり、会社と取締役との取引、関係会社との取引等に対する取締役会による管理

(4) 代表取締役等による適正な財務報告作成のための取組みの状況及び重大な誤謬・不正等の取締役会への報告

2　財務報告の適正性の確保のための体制について

(1) 代表取締役等による適正な財務報告の作成が会社にとって最重要事項であることの全社員に対する啓蒙

(2) 各業務において行われる取引の発生から会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中における重大な誤謬や不正等が生じる要点のチェック及び誤謬や不正が生じないような内部相互牽制機能等の整備

(3) 上記Ⅰに準じた取締役及び社員に対する研修、内部通報制度の整備、内部監査部門の設置及び当該部門による監査等並びに危機管理計画に基づく必要な規程及び体制の整備

Ⅴ　会社及び関係会社から成るセントレアグループの業務の適正性確保のための体制の整備

各関係会社の自主性の尊重によりグループ全体の発展を目指しつつ、セントレアグループ全体の業務の適正性を確保するための各関係会社に対する上記Ⅰ～Ⅳの遵守徹底

Ⅵ　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備

1　監査役の職務を補助すべき社員に関する事項について

(1) 監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助するための社員を設置する。

(2) 監査役の職務を補助する社員は監査役の指揮命令に服し、その人事考課、異動、懲戒については、監査役の同意を得るものとする。

(3) 監査役の職務を補助すべき社員は、監査役の職務に関する指示があった場合は、指示に従うものとし、取締役会及び社員は正当な理由なくこれを妨げてはならないものとする。

2　監査役への報告に関する体制について

(1) 取締役及び社員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役（会）に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。

(2) 内部監査部門、リスク管理部門、法務・コンプライアンス部門を担当する取締役は、適宜、担当部門の業務業況について報告しなければならないものとする。また、内部通報制度による通報の状況については、速やかに報告するものとする。

(3) 取締役会及び社員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。

(4) 監査役は、セントレアグループ経営決定会議及びセントレアグループ経営報告会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができるものとする。

(5) 関係会社の取締役、監査役及び社員は、監査役（会）から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。

3　監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

監査役への報告を行った取締役及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いをしてはならないものとし、その旨を会社及び関係会社の取締役及び社員に周知・徹底するものとする。

4　監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項について

監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要でないことが明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとする。

5　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

(1) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る計画と監査結果について説明を受け、必要に応じて調査を求めることができるものとする。また、監査役は、内部監査部門の実施する監査結果を、内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用できるものとする。

(2) 監査役は、取締役、執行役員及び重要な社員からの個別ヒヤリングを、適宜、求めることができるとともに、代表取締役及び会計監査人それぞれとの間で定期的な意見交換会の開催を求めることができるものとする。

(3) 監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けることとする。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については、監査役（会）の事前承認を要するものとする。

(4) 監査役は、取締役及び社員が監査活動に非協力的な場合には、代表取締役に協力を要請することができるものとする。

Ⅶ　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンスの状況等の把握及び報告体制の維持、教育研修
・リスク管理方針に基づくリスク管理委員会などを通じたリスク管理の状況・問題等の把握及び報告、教育研修
・文書管理規程に基づく重要文書の保存、管理
・取締役会の適切かつ適法な開催及び運営
・監査役による重要会議への出席及び重要な決裁文書の監査等並びに取締役、執行役員、会計監査人との内部統制等に係る意見交換の実施
・経理規程等財務報告に関する諸規程に基づく適正な財務報告作成、報告、監査役及び会計監査人による監査の実施
・関係会社取締役による重要会議への参加による情報共有
・内部監査室の設置及び監査役の職務を補助するため必要な知識と経験を有する社員の配置、並びに内部監査室による当グループの内部監査実施
・上記を相互に関連させ業務の適正をより実効的に確保するための、取締役会への定期報告を含めた、PDCAサイクルの構築及び運用

本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。ただし、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）、１株当たり純資産額及び対前期比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**19,373**	**流動負債**	**50,659**
現金及び預金	14,009	買掛金	252
売掛金	2,258	1年内償還予定の社債	8,893
たな卸資産	2,147	1年内返済予定の長期借入金	33,975
その他	962	リース債務	17
貸倒引当金	△4	未払法人税等	464
固定資産	**422,604**	賞与引当金	579
(有形固定資産)	**(407,410)**	ポイント引当金	13
建物及び構築物	104,978	その他	6,463
機械装置及び運搬具	6,259	**固定負債**	**296,265**
土地	290,266	社債	184,821
リース資産	59	長期借入金	100,281
建設仮勘定	1,143	リース債務	48
その他	4,702	繰延税金負債	8,014
(無形固定資産)	**(5,633)**	役員退職慰労引当金	37
ソフトウエア	1,986	退職給付に係る負債	1,568
水道施設利用権	3,599	その他	1,493
その他	47	**負債合計**	**346,924**
(投資その他の資産)	**(9,561)**	**純資産の部**	
長期前払費用	9,467	**株主資本**	**94,123**
繰延税金資産	82	資本金	83,668
その他	91	利益剰余金	10,455
貸倒引当金	△80	**その他の包括利益累計額**	**10**
繰延資産	**331**	退職給付に係る調整累計額	10
社債発行費	331	**非支配株主持分**	**1,251**
資産合計	**442,310**	**純資産合計**	**95,385**
		負債純資産合計	**442,310**

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**15,109**
売上原価		**23,364**
売上総損失（△）		**△8,255**
販売費及び一般管理費		**9,659**
営業損失（△）		**△17,914**
営業外収益		
受取利息	0	
雇用調整助成金	1,502	
その他	163	**1,666**
営業外費用		
支払利息	629	
その他	144	**774**
経常損失（△）		**△17,022**
特別利益		
固定資産売却益	5	
固定資産受贈益	78	
国庫補助金	480	**564**
特別損失		
固定資産除却損	113	
固定資産圧縮損	428	**541**
税金等調整前当期純損失（△）		**△16,999**
法人税、住民税及び事業税	93	
法人税等調整額	823	**916**
当期純損失（△）		**△17,916**
非支配株主に帰属する当期純利益		81
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△17,998**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	83,668	28,453	112,121	△4	△4	1,169	113,287
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△17,998	△17,998				△17,998
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				14	14	81	96
当期変動額合計	－	△17,998	△17,998	14	14	81	△17,901
当期末残高	83,668	10,455	94,123	10	10	1,251	95,385

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	５社
連結子会社の名称	中部国際空港エネルギー供給株式会社 中部国際空港情報通信株式会社 中部国際空港旅客サービス株式会社 中部国際空港施設サービス株式会社 中部国際空港給油施設株式会社

⑵　持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はないため持分法は適用していません。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。
貯蔵品	主として最終仕入原価法による原価法によっています。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物　３年～60年 機械装置及び運搬具　３年～22年
ロ．無形固定資産	定額法によっています。 なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。
ハ．リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
ニ．長期前払費用	定額法によっています。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
ロ．賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しています。
ハ．ポイント引当金	カード会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント残高に対する将来の使用見積り額を計上しています。
ニ．役員退職慰労引当金	当社の監査役の退任慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。
ハ．小規模企業等における簡便法の採用	当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑸　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　重要な繰延資産の処理方法

社債発行費　　社債の償還までの期間にわたり均等償却しています。

②　消費税等の会計処理方法

税抜方式によっています。

③　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

2．会計上の見積りに関する注記

⑴　固定資産の減損

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	407,410百万円
無形固定資産	5,633百万円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2021年３月31日現在、連結貸借対照表において、有形固定資産を407,410百万円、無形固定資産を5,633百万円計上しており、減損損失が生じた場合、当社の業績に与える影響は重要となる可能性があります。

当連結会計年度においては、減損損失の認識の判定を実施した結果、減損損失の計上は不要と判断しています。

減損損失の認識の判定においては、資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を算定することになりますが、将来キャッシュ・フローは、該当する資産または資産グループを統括する経営者によって承認された将来の事業計画を基礎とし、事業計画後の期間は、将来の不確実性を考慮して成長率を見積もっています。当該事業計画は、主として旅客数に一定の仮定を用いており、これらの影響を受けて変動します。経営者が使用している仮定は、将来の市場動向や経済情勢、会社の決定の影響を受け、これには新型コロナウイルス感染拡大に関連する影響が含まれます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当連結グループの主要な収益の基本となる、航空機の運航が大幅に減少しています。航空機の運航縮小は当連結グループの今後の業績に影響を及ぼしますが、2024年度には回復するものと仮定して、会計上の見積りを行っています。

当該見積り及び当該仮定について、新型コロナウイルス感染症の拡大や航空旅客数の予測などの重要な不確実な条件により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

⑵　たな卸資産の評価

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

たな卸資産	2,147百万円
売上原価	240百万円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2021年３月31日現在、連結貸借対照表において、たな卸資産を2,147百万円計上しており、たな卸資産評価損が生じた場合、当社の業績に与える影響は重要となる可能性があります。

当連結会計年度においては、在庫の販売可能性を判断した結果、240百万円のたな卸資産評価損を計上しています。

1.(4)重要な資産の評価基準及び評価方法に記載のとおり、たな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としています。

たな卸資産の販売可能性は、消費期限の経過による物質的減価リスクおよび季節・流行品の時間経過による機能的減価リスクにさらされており、今後の国際線の旅客数や新型コロナウイルス感染症の影響を受けます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当連結グループの主要な収益の基本となる、航空機の運航が大幅に減少しています。航空機の運航縮小は当連結グループの今後の業績に影響を及ぼしますが、2024年度には回復するものと仮定して、会計上の見積りを行っています。

また、たな卸資産の正味売却価額は、季節・流行品の各ブランドへの返品可否の交渉等によって決定された価格に加え、主として季節物を対象として実施する割引セールによる販売価格の影響を受けます。

当該見積り及び当該仮定について、新型コロナウイルス感染症の拡大や航空旅客数の予測などの重要な不確実な条件により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加のたな卸資産評価損（売上原価）が発生する可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1)　担保に供している資産及び担保付債務

①　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）第７条の規定により、当社の財産を社債193,700百万円（額面）の一般担保に供しています。

②　担保に供している資産は次のとおりです。

建物及び構築物	27,151百万円
機械装置及び運搬具	4百万円
計	27,156百万円

担保付債務は次のとおりです。

１年内返済予定の長期借入金	335百万円
長期借入金	335百万円
計	671百万円

(2)　有形固定資産の減価償却累計額　179,750百万円

(3)　国庫補助金等により取得原価から控除した固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産

建物及び構築物	68百万円
機械装置及び運搬具	1,536百万円
その他	409百万円
計	2,014百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,673,360株

5．金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。資金運用は短期的な預金等に限定して運用しています。また、短期的な資金は銀行借入により調達しています。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されていますが、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日です。

社債及び借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日及び返済日は最長で決算日後23年です。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	14,009	14,009	－
②売掛金	2,258	2,258	－
資産計	16,268	16,268	－
①買掛金	252	252	－
②社債（１年内償還予定額を含む）	193,714	194,794	1,080
③長期借入金（１年内返済予定額を含む）	134,257	132,428	△1,829
負債計	328,224	327,475	△748

（注）金融商品の時価の算定に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

①買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

②社債（１年内償還予定額を含む）

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

③長期借入金（１年内返済予定額を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

６．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県常滑市において、賃貸用の土地、オフィスビル（土地を含む。）及び時間貸駐車場を有しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
48,087	2,081	50,168	99,442

(注) 1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
2．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は事業用不動産の賃貸用への用途変更（2,973百万円）であり、主な減少額は減価償却費（811百万円）です。
3．当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

7．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	56,254円51銭
1株当たり当期純損失（△）	△10,755円65銭

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**18,511**	**流動負債**	**52,288**
現金及び預金	13,534	買掛金	120
売掛金	2,204	関係会社短期借入金	2,953
商品	1,819	1年内償還予定の社債	8,893
貯蔵品	262	1年内返済予定の長期借入金	33,975
その他	696	未払法人税等	393
貸倒引当金	△4	賞与引当金	207
固定資産	**422,267**	ポイント引当金	13
(有形固定資産)	**(406,145)**	その他	5,731
建物	62,226	**固定負債**	**295,416**
構築物	42,417	社債	184,821
機械及び装置	5,336	長期借入金	100,281
車両運搬具	51	繰延税金負債	8,014
工具、器具及び備品	4,660	退職給付引当金	729
土地	290,266	役員退職慰労引当金	37
リース資産	46	その他	1,532
建設仮勘定	1,140	**負債合計**	**347,704**
(無形固定資産)	**(5,631)**	**純資産の部**	
ソフトウエア	1,984	**株主資本**	**93,407**
水道施設利用権	3,599	**資本金**	**83,668**
その他	46	**利益剰余金**	**9,739**
(投資その他の資産)	**(10,490)**	その他利益剰余金	9,739
関係会社株式	1,017	中部国際空港整備準備金	18,637
長期前払費用	9,464	繰越利益剰余金	△8,898
その他	89	**純資産合計**	**93,407**
貸倒引当金	△80		
繰延資産	**331**		
社債発行費	331		
資産合計	**441,111**	**負債純資産合計**	**441,111**

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**14,858**
売上原価		**23,579**
売上総損失（△）		**△8,721**
販売費及び一般管理費		**7,806**
営業損失（△）		**△16,527**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	79	
業務受託料	90	
損害賠償金	73	
雇用調整助成金	71	
その他	55	**371**
営業外費用		
支払利息	91	
社債利息	538	
社債発行費償却	67	
その他	77	**773**
経常損失（△）		**△16,930**
特別利益		
固定資産売却益	5	
固定資産受贈益	78	
国庫補助金	480	**564**
特別損失		
固定資産除却損	113	
固定資産圧縮損	428	**541**
税引前当期純損失（△）		**△16,907**
法人税、住民税及び事業税	5	
法人税等調整額	453	**459**
当期純損失（△）		**△17,366**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		中部国際空港整備準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	83,668	18,637	8,467	27,105	110,773	110,773
当期変動額						
当期純損失（△）			△17,366	△17,366	△17,366	△17,366
当期変動額合計	－	－	△17,366	△17,366	△17,366	△17,366
当期末残高	83,668	18,637	△8,898	9,739	93,407	93,407

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　移動平均法による原価法によっています。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

貯蔵品　最終仕入原価法による原価法によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3 年～38年
構築物	10年～60年
機械及び装置	5 年～22年
工具、器具及び備品	2 年～20年

② 無形固定資産　定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

④ 長期前払費用　定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しています。

③ ポイント引当金　カード会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末におけるポイント残高に対する将来の使用見積り額を計上しています。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 役員退職慰労引当金　監査役の退任慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費　社債の償還までの期間にわたり均等償却しています。

② 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっています。

③　連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

2．会計上の見積りに関する注記

⑴　固定資産の減損

①　当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	406,145百万円
無形固定資産	5,631百万円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
詳細は「連結注記表２．会計上の見積りに関する注記」を参照ください。

⑵　たな卸資産の評価

①　当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	1,819百万円
売上原価	240百万円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
詳細は「連結注記表２．会計上の見積りに関する注記」を参照ください。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保付債務

①　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）第７条の規定により、財産を社債193,700百万円（額面）の一般担保に供しています。

②　担保に供している資産は次のとおりです。

建物	27,151百万円
機械及び装置	4百万円
計	27,156百万円

担保付債務は次のとおりです。

１年内返済予定の長期借入金	335百万円
長期借入金	335百万円
計	671百万円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　176,371百万円

⑶　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①　短期金銭債権	502百万円
②　短期金銭債務	831百万円

⑷　国庫補助金等により取得原価から控除した固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産

建物	7百万円
機械及び装置	92百万円
工具、器具及び備品	408百万円
計	508百万円

4．損益計算書に関する注記

(1)　関係会社との取引高

①　営業取引による取引高

売上高	468百万円
営業費用	6,939百万円

②　営業取引以外の取引による取引高　79百万円

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	63百万円
貸倒引当金	25百万円
ポイント引当金	4百万円
未払事業税	42百万円
未払費用	61百万円
退職給付引当金	219百万円
役員退職慰労引当金	11百万円
減損損失	56百万円
繰越欠損金	4,727百万円
その他	441百万円
繰延税金資産小計	5,652百万円
評価性引当額	△5,652百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
中部国際空港整備準備金	△8,014百万円
繰延税金負債合計	△8,014百万円
繰延税金負債の純額	△8,014百万円

6．関連当事者との取引に関する注記

(1)　親会社及び主要株主等

(単位：百万円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
法人主要株主	国土交通省（国土交通大臣）	被所有 直接　39.99%	土地の賃貸及び資金の借入等	資金の借入（注）	—	1年内返済予定の長期借入金 長期借入金	6,401 73,677

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については無利息です。

7．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	55,820円11銭
1株当たり当期純損失（△）	△10,378円25銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

中部国際空港株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙橋寿佳　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢野　直　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、中部国際空港株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部国際空港株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

中部国際空港株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙橋寿佳　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢野直　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、中部国際空港株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1．監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針等を定め、コロナ禍を見据えた業務・組織・要員・設備の適正化、内部統制システムの実効性の点検などを重点項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則、監査役会規則、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、決議事項や報告事項に関して必要に応じて質問しながら、審議の経過や結果を掌握しました。取締役と執行役員については、個別にヒヤリングを行うとともに、必要の都度、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、必要に応じて現場に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、監査役を兼務している子会社の取締役会や毎月の業務報告会に出席し、事業の報告を受け、必要に応じて質問しながら、審議の経過や結果を掌握したほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて現場に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。また、監査役を兼務していない子会社については、当該子会社の監査役との情報交換に努めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧することとし、必要に応じて、質問し、報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、特に注意を払った事項、特に重要な事項について意見交換を行いました。

また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

④ 内部監査部門とは、定期的に実施した監査の結果について、報告を受けることなどを通じ、監査、検証し必要に応じて意見交換を行うなど、より一層の連携に努め、監査に当たりました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。取締役には、今後も継続してその整備と充実に取り組み、当社グループの体制強化を図ることを期待します。監査役は、それらを実行するための組織・人員体制を含めて、引き続き監視及び検証を実施します。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

中部国際空港株式会社　監査役会

常勤社外監査役　坂野　恵三 ㊞

常勤社外監査役　中山　厚 ㊞

社 外 監 査 役　葛迫　憲治 ㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内

会　場　愛知県常滑市セントレア一丁目１番地
　　第２セントレアビル４階　セントレアホール

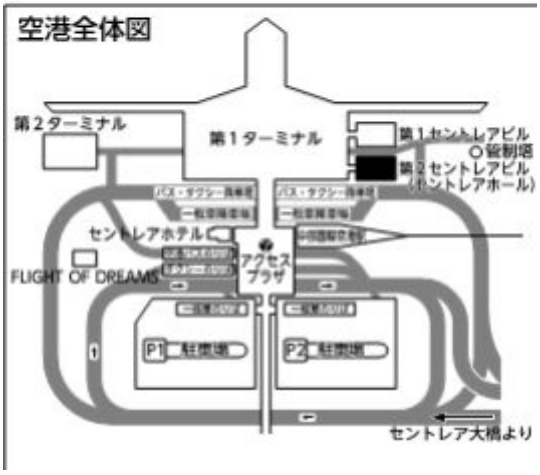

公共交通機関をご利用の場合
　●名古屋鉄道空港線「中部国際空港」駅から徒歩で約５分です。
お車をご利用の場合
　●Ｐ１、Ｐ２駐車場をご利用いただける駐車券を配布しますので、
　　お車でお越しの方は当日会場受付でお申し出ください。

UD FONT
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080